

① 制度の概要

東京を世界から資金・人材・情報が集まる**国際金融都市**として復活させるため、東京都に新たに拠点を設立した金融系外国企業の日本法人等に対し、成長促進に必要な経費の一部を補助する制度です。

資産運用業者及びFintech企業を東京に呼び寄せ、東京の金融・経済を活性化させることを目的としています。なお、本制度は令和6年度で廃止となり、令和7年度以降は新制度に移行しています。

② 支援内容

□ 基盤構築支援

金融系外国企業の事業基盤構築に必要な経費を補助

最大1,000万円

補助率：1/2以内

□ ライセンス取得支援

資産運用業ライセンス取得企業向け追加経費を補助

追加3項目対象

補助率：1/2以内

◎ 対象となる取組

- オフィス賃料：業務遂行に必要なオフィス賃料
- 専門機関等コンサルティング費：外部専門機関への相談費用
- 器具備品等購入費：机・椅子・PC・事務機・ソフトウェア等
- 人材採用費：有料職業紹介会社への支払い
- 協会加入費・年会費：業界協会への加入費用
- コンプライアンス業務支援事業費
- 運用事務委託費用等：ミドル・バックオフィス業務委託費

③ 対象者

- **金融系外国企業**が東京都内に拠点設立した日本法人等
- 前年度または前々年度に拠点設立したもの
- 初めて日本に拠点設立した金融系外国企業
- 資産運用業またはFinTech事業を営む外国法人
- 従業員1名以上を常時雇用していること
- 金融系外国企業からの出資額が3分の1以上

④ 採択率向上のポイント

- **事前相談の徹底**：ビジネスコンシェルジュ東京での相談必須
- **拠点設立要件の確認**：4要件すべてクリア必須
- **経費の適正性**：対象経費の明確な区分と積算根拠
- **継続性の担保**：交付後2年間の事業継続義務あり

⑤ 戰略的分析

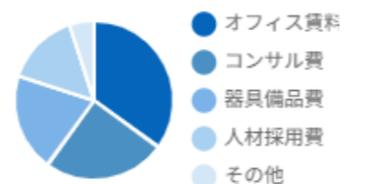
【制度廃止への対応策】

- **新制度**への早期情報収集が重要
- 令和7年度からの**新補助金**制度を確認
- 既存申請者は継続義務期間を遵守

【金融系外国企業の誘致戦略】

- **国際金融都市**構想との整合性重視
- 東京の経済活性化への**貢献度**を明確化
- ライセンス取得企業は**追加メリット**あり

⑥ 補助対象経費の構成比



オフィス賃料：最も重要な対象経費（継続的な拠点維持）

人材採用費：ライセンス取得企業のみ対象

⑦ 業種別対象事業

業種分類	主な事業内容
資産運用業者	有価証券等の運用拠点・営業販売拠点
Fintech企業	IT技術を駆使した革新的金融サービス
研究開発拠点	金融技術の研究開発・実証実験
営業販売拠点	日本市場向けサービス提供拠点

⑧ 専門家活用のススメ

- **国際税務専門家**：外国法人の税務・会計処理対応
- **金融ライセンス専門家**：各種許認可取得サポート
- **労務コンサルタント**：外国人従業員の雇用手続支援
- **不動産専門家**：オフィス選定・賃貸借契約支援

⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書	□ 拠点設立時期 の正確な記載必須 □ 申請年度の前年度・前々年度確認
事業計画書	□ 東京の経済活性化への貢献性明記 □ 2年間継続 の具体的な計画
収支予算書	□ 補助対象経費の 詳細積算 □ 自己負担分の明確な区分
法人関係書類	□ 外国企業との出資関係証明書類 □ 登記事項証明書・定款等

⑩ 申請スケジュール

事前相談期間

ビジネスコンシェルジュ東京での相談が必須。
東京都への事前相談も併せて実施。

申請受付

随時受付

※令和6年度で制度廃止済み

審査・交付決定

書類審査後、約1-2ヶ月で交付決定

継続義務期間

交付決定年度終了後**2年間**の事業継続が必要

△ 補足事項

- 会社名・補助内容等の公表に同意が必要
- 予算残状況により希望に添えない場合あり

⑪ 問い合わせ

制度詳細	https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/gfct/nurturing-player_s/assist.html
相談窓口	ビジネスコンシェルジュ東京 〒100-7090 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワーKITTE地下1階 TEL：03-6269-9981
制度担当	東京都政策企画局 戰略事業部 国際金融都市担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一庁舎14階 TEL：03-5388-2060